

令和5年2月定例会 総務委員会（事前）

令和5年2月6日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

増富委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、委員各位に御報告いたします。

去る2月3日に開会された議会運営委員会におきまして、今定例会提出予定議案のうち、当委員会に関係する議案第57号、令和4年度徳島県一般会計補正予算(第11号)については、本日の委員会で十分審議の上、2月9日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和5年度徳島県一般会計予算
- 議案第44号 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について
- 議案第45号 徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について
- 議案第46号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 議案第51号 権利の放棄について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第4号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 警察職員によるセクハラ行為等に係る懲戒処分事案について

松林警察本部長

私からは、本県の治安情勢と令和5年の県警察の主要施策について、御報告いたします。

昨年中の刑法犯認知件数は2,256件と、ピークであった平成15年中の約18パーセントにまで減少いたしました。その一方で、DV・児童虐待事案等、女性や子供が被害に遭う人身安全関連事案は依然として高い水準で推移しており、架空料金請求等の特殊詐欺の被害も後を絶たない状況にあります。

さらには、高齢者等が当事者となる交通死亡事故への対策や南海トラフ巨大地震をはじめとする各種災害対応、サイバー空間の脅威への対処等、治安上の課題は山積しております。

す。

こうした治安情勢等を踏まえ、県警察では本年の運営指針を、安全安心を誇れる徳島県の実現と定め、各種施策を推進してまいります。

それでは、主要施策の5項目について御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

良好な治安を確保するためには、地域住民の方々や防犯ボランティア団体の御協力が必要不可欠です。

県警察といたしましては、本年1月から運用を開始した防犯アプリを活用し、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、引き続き、関係機関、団体と連携したパトロールやSNS等を活用した情報発信活動等、治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

特に、DV・児童虐待等、事態が急展開して重大事件に発展する可能性が高い事案に対しましては、被害者の安全確保を最優先とした早期の対応に努めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

昨年の殺人や強盗等の重要犯罪につきましては、検挙率は83.3パーセントでありました。

重要犯罪の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件を認知した際には、より多くの捜査員を投入するほか、現場における鑑識活動を徹底するなど、迅速かつ的確な初動捜査を展開し、早期解決に努めてまいります。

次に、高齢者を中心として幅広い年齢層で被害が広がっている特殊詐欺事件は、被害件数が38件と一昨年に比べ1件減少し、被害総額につきましても約7,536万円と約5,486万円減少したものの、依然として高い水準で発生しており、厳しい情勢にあると認識しております。

県警察といたしましては、効果的な被害防止を図るため、被害実態を分析し、県民の抵抗力を高める啓発活動や金融機関等と連携した対策を推進するとともに、関係被疑者の検挙や犯行グループの実態解明に向けた捜査を展開するなど、特殊詐欺の根絶に向けた取組を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止です。

昨年中の交通事故死者数は23人と、一昨年に比べ9人減少したものの、依然として高齢者が加害者、被害者となる事故が多く、高齢者の交通死亡事故抑止対策が重要な課題となっております。

こうした実態を踏まえ、県警察では、高齢者の交通事故防止や通学路の交通安全対策等を図るため、関係機関、団体と連携し、情勢を踏まえた交通事故防止対策、安全で快適な交通環境の整備、交通事故防止に資する交通指導取締り等を推進してまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処です。

昨年も、全国各地で自然災害による被害が発生しており、特に北日本の豪雨では、東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。

県警察といたしましては、引き続き、自治体や消防署等の関係機関と情報交換に努めるとともに、各種訓練を実施し、南海トラフ巨大地震や集中豪雨等、あらゆる事態に迅速かつ的確に対処できるよう諸対策を進めてまいります。

また、G7広島サミットの開催に向け、不法事案等の絶無に向けた警備諸対策を推進してまいります。

第5は、組織基盤の強化です。

科学技術や情報通信技術の目覚ましい発展等により社会の在り方が大きく変化する中において、近年、サイバー犯罪や特殊詐欺のような非対面型犯罪が高水準で推移しているなど、治安上の課題は一層複雑化しているところです。

県警察といたしましては、変容する治安、社会情勢に的確に対処するため、組織体制の見直しや警察活動の高度化、合理化等に努めてまいります。

また、地域警察再編計画に基づく、交番、駐在所の再編につきましては、県民の方々のニーズ等を踏まえながら着実に進めてまいります。

以上、本県の治安情勢と本年の主要施策について御説明いたしました。

委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

友永警務部長

私からは、総務委員会説明資料中の一般会計予算案と、その他議案の条例案、権利の放棄について御説明いたします。

説明資料の4ページをお開きください。

まず、令和5年度一般会計予算案について御説明いたします。

令和5年度当初予算案につきましては、義務的な経費を中心とした骨格予算として編成し、年度当初からの執行が必要な事業を計上しております。

警察本部の令和5年度当初予算額は214億5,387万4,000円で、前年度当初予算額と比較してマイナス6億3,923万2,000円、率にして97.1パーセントとなっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、5ページをお開きください。

ただいま申し上げました当初予算案について、事項ごとに御説明いたします。

まず、計画調査費の地方創生の深化のための支援費として、交通安全教育のデジタル化に要する経費800万円を計上しております。

次に、公安委員会費として1,265万円を計上しております。

その内訳といたしまして、公安委員3名の報酬598万6,000円、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費666万4,000円を計上しております。

次に、警察本部費として176億4,252万2,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、警察職員の給与162億9,326万9,000円のほか、職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金積立金1億7,002万6,000円、警察施設の光熱水費や維持管理に要する経費11億7,922万7,000円を計上しております。

次に、警察施設費として8億4,185万8,000円を計上しております。

その内訳といたしまして、交番、駐在所等整備事業費として、交番、駐在所の新設や施設の延命化に向けたリフォームなどに要する経費7,051万7,000円、警察署整備事業費として、警察庁舎の長寿命化や警察施設の防災機能強化などに要する経費7億6,489万2,000円、警察職員宿舍整備事業費として、老朽化した職員宿舍の解体に要する経費644万9,000円をそれぞれ計上しております。

次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費7億5,163万2,000円を計上しています。

次に、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費609万2,000円を計上しております。

続きまして、6ページをお開きください。

警察活動費として21億9,112万円を計上しております。

その内訳といたしまして、警察装備費として、警察装備品の整備及び運営に要する経費2億2,222万6,000円、一般警察活動費として、交番、駐在所の地域活動等に要する経費4億4,680万円、刑事警察費として、犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する経費2億8,122万円、交通指導取締費として、交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する経費2億5,272万3,000円、交通安全施設整備事業費では、国補対象事業として信号機の高度化等に要する経費3億624万1,000円、県単独事業として、信号機の整備、標識・標示の更新等に要する経費2億5,454万5,000円、その他、交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費4億1,591万5,000円、合計9億7,670万1,000円を計上しています。

最後に、道路交通情報提供費として、道路交通情報を提供する業務の委託経費1,145万円を計上しております。

続きまして、7ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。

まず、駐在所整備等PFI事業契約については、物価変動の影響により施設の維持管理に係るサービス対価を改定する必要が生じたことから、新たに変更契約を締結するため、令和6年度から30年度までの増額経費として685万円、警察署整備事業工事請負等契約については、警察本部庁舎の自動火災報知設備更新工事に係る令和6年度分の経費として1億6,398万8,000円、運転者管理システム機器賃貸借契約については、免許証とマイナンバーカードの一体化、更新時講習のオンライン化等、将来のデジタル化を見据えたシステム整備に係る令和6年度から令和11年度までの経費として4億2,000万円、緊急配備支援システム電子計算機等賃貸借契約については、支援箇所の拡充と効果的な再配備を実施するための新システム運用に係る令和6年度から令和11年度までの経費として5億5,200万円、これらについて債務負担行為として議決をお願いするものであります。

続きまして、8ページをお開きください。

その他議案の条例案について、御説明します。

まず、徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について、御説明します。

条例の概要につきましては、警察法第47条第4項及び警察法施行令第4条の規定に基づき、徳島県警察本部の内部組織及び所掌事務の範囲が定められております。

改正の理由につきましては、深刻化する情報技術を利用した犯罪等に的確に対処し、警察機能を最大限に発揮することのできる組織体制を確立するため、警務部の所掌事務にサイバー事案に対処するための警察の活動に関するものを加える必要があるためでございます。

改正の概要でございますが、警務部の所掌事務にサイバー事案に係る犯罪の捜査、その他のサイバー事案に対処するための警察活動に関するものを加えるものでございます。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

続きまして、9ページをお開きください。

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について、御説明いたします。

条例の概要につきましては、警察法第57条第2項及び警察法施行令第7条の規定に基づき、徳島県地方警察職員の定員が定められております。

改正の理由につきましては、深刻化する情報技術を利用した犯罪等に対処する等のための体制を強化するとともに、職員の定年引上げを踏まえ、安定した警察運営を保持するため、本県警察官の定員を改める必要があるためでございます。

改正の概要でございますが、本県警察官の定員を表のとおり、警視の定員を75人から76人に、警部の定員を152人から154人に、警部補の定員を429人から436人に、巡査部長の定員を443人から451人に、巡査の定員を456人から463人に、合計の定員を1,555人から1,580人にそれぞれ改めるものでございます。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

続きまして、10ページをお開きください。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましては、道路交通法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたこと等に伴い、これに対応する警察関係の手数料を新たに定めるものでございます。

新たに定める手数料については、（イ）の改正の概要にお示しするとおり、特定自動運行の許可の申請に対する審査手数料、特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査手数料でございます。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

続きまして、11ページをお開きください。

権利の放棄についてでございます。

債務者が死亡したことにより回収不能となった交通安全施設の損害金68万2,500円の債権について権利の放棄をお願いするものでございます。

引き続き、適切な債権管理に努めてまいります。

以上、一般会計予算案、条例案、権利の放棄について、御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

日浦首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、御報告させていただきます。

お手元の説明資料の12ページを御覧ください。

交通事故が2件です。

1件目は、阿波吉野川警察署員の運転する捜査用車両が信号停止中の車両に追突し、さらにその前方の車両に玉突きした事故で、賠償金額171万4,583円で和解いたしました。

2件目は、徳島中央警察署員の運転する捜査用車両が、見通しの悪い交差点を左折した際、左方から進行してきた車両に接触した事故で、賠償金額26万9,108円で和解いたしました。

次に、説明資料の13ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故が1件です。

交通部交通指導課員が交通違反取締りをした際、違反者の運転免許が失効していると誤認し、不必要な交通費を支出させたもので、賠償金額1,860円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

引き続き、セクシュアル・ハラスメント行為及び暴行事案の発生とその処分について、御報告させていただきます。

令和5年1月27日、警察署勤務の男性巡査20代を、セクシュアル・ハラスメント行為及び暴行の事実により、停職6月の懲戒処分としました。

事案は、男性巡査が、令和4年7月から10月までの間、徳島県内において女性職員5名に対し、身体接触を伴うセクシュアル・ハラスメント行為をしたほか、同年10月には男性職員1名に対し、容器に入れた水を浴びせるなどの暴行を加えたものです。

このような事案は、警察に対する信頼を著しく損ねるものであり、県民の皆様に深くおわび申し上げます。

県警察としては、今後、全職員に対する職務倫理教養をこれまで以上に徹底し、再発防止に努めるとともに、県民の信頼回復に向け職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

報告事項は以上です。

増富委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡本委員

11月議会でも取り上げた地域警察再編計画についてです。

資料5ページに7,000万円の交番、駐在所等の予算が組まれております。この7,000万円のうち、どのくらいが地域警察再編計画に関係するものなのかという質問です。簡単で結構ですから教えてください。

船本警務部理事官

地域警察再編計画の推進事業の予算についての御質問でございます。

お手元のタブレットで総務委員会説明資料の5ページが表示されていると思います。この表の上から四つ目の項目、警察施設費のうち、①として記載している交番、駐在所等整備事業費7,051万7,000円のうち、地域警察再編計画推進事業に係るものとしたしまして3,489万7,000円を計上させていただいているところです。

この事業の内容につきましては、三好警察署管内の三好市に新たな交番を整備するものと、同じ三好警察署管内の山間部において、これも新たに駐在所を整備するものでございます。

交番整備については、県内8市のうち、これまで唯一交番の設置がなかった三好市の池田町内に三つの駐在所と署所在地を統合して交番を設置するものです。なお、署所在地というのは警察署を活動拠点としている地域警察官がおり、これを署所在地係と呼んでおります。この交番については、民間の施設を借り受けるテナント交番として、令和6年春の運用開始を目指して進めているものです。

駐在所整備については、東祖谷地区にある二つの駐在所を統合し、新たに駐在所を整備するもので、令和5年度当初予算案には駐在所の設計に係る経費を計上させていただいているところです。

この駐在所の整備場所については、三好市からの御提案も頂きまして、東祖谷地区の旧栃之瀬小学校敷地での整備を予定しております。ここには現在、みよし広域連合池田消防署祖谷分署が建設中であることを承知しているところです。駐在所と消防施設を同じ敷地に整備することで、防災、救助活動などの面で消防や自治体等との更なる連携強化を期待できるものと考えており、令和7年春の運用開始を目指して進めているところでございます。

岡本委員

過疎が進む地域というのは、予算もままならぬというか、うまく付かないという所なんです。大事なことは自治体や県警職員の皆さんや我々がそのことをしっかりと受け止めて考えていかなければならないと、前々から言っています。

さっきの説明のとおり、そういう意味では、交番だけではなく東祖谷地域への駐在所整備事業がちゃんと予算化されているのは非常に良いことだな、有り難いことだなと思っています。県の山間地域に警察機能を維持するという考えがちゃんと形として現れたと思って、本当によかったなと私は思っています。

さきの議会でもそんなことばかり言っているのですが、小松島や勝浦もいろいろとあるのですが、統合となる駐在所の住民は、やっぱりなくなるとすごい不安な面があります。

今の答弁は、統合する駐在所は立寄所としての運用も検討するという前の考え方と同じなのかなと思うのですが、確認ですけど、そんな感じていいんでしょうか。

船本警務部理事官

統合後の施設の在り方について御質問を頂きました。

これまでの再編におきましては、先ほど委員からもございましたけれども、地域住民の方々のニーズ等を踏まえて、統合後の駐在所施設につきましては警察官立寄所としての活用を検討してきたところです。

今回、統合の対象となっている三好警察署管内の駐在所については、老朽化が著しいものや急傾斜地に位置しているものなどもあり、存続させていくことに懸念のある施設もございます。こうした施設については、安全性の観点等から、統合により新たに駐在所を整備させていただく、この機会に廃止とさせていただくということも含めて検討すべきものと考えているところです。警察官立寄所として活用また廃止させていただく、いずれにいたしましても、引き続き、地域住民の方々へ丁寧に御説明をさせていただくとともに、各

種広報媒体を活用して効果のある情報発信に努めてまいり所存でございます。

岡本委員

確か、令和2年からおおむね10年間で再編をやっていくということなんですが、警察官立寄所か廃止かは大変な選択なんです。いろんな意味で地域の住民の皆さんに、ちゃんと立寄所ができますよとか、十分に説明して、十分PRして、そういう不安をなくすということがすごく大事なんだろうと思うんです。

いつも言うんですが、それだけ地域の住民は警察の皆さんや駐在さん、あなたの町のお巡りさんがとても大事なんで、その辺をしっかりとおくみ取りいただいて、徐々にですけど着実に再編計画を実行してほしいなと思います。よろしくお願いします。

北島委員

私からは、この議会で提出されております、先ほど説明もございました資料の8ページ、9ページでございます内部組織に関する条例と定員条例について質問させていただこうと思います。

まず、内部組織に関する条例ですが、この改正によりまして情報技術を利用した犯罪等に対処するため、来年度から警務部門にサイバー事案をはじめとする諸問題へ対処できるよう新たな体制が組まれるということでありまして、県警察の組織基盤が強化され、警察力が更に高まるものと期待するところであります。

この条例の改正は、いわゆる近年の社会や治安情勢を踏まえてのものだと思います。先ほど警務部長から条例改正の理由や概要について御説明いただきましたが、もう少し踏み込んで詳しく教えていただけますでしょうか。

田中警務部参事官兼警務課長

県内におきましては、サイバー犯罪に関する相談件数が大幅に増加しているところございます。また、県内の複数の病院がサイバー攻撃を受けまして、業務を制限せざるを得ない状態に陥るなど、サイバーセキュリティに対する脅威は極めて深刻なものとなっているところでございます。

サイバー事案への対処につきましては、一部門の枠にとどまることなく、警察組織全体に関わる重要な課題でございまして、サイバー事案に的確に対処する体制を整備いたしますとともに、関係機関等と連携いたしまして、社会全体でサイバーセキュリティを向上させるための取組を強力に推進する必要があります。

そこで、県警察におきましては、警察行政の企画や総合調整を担います警務部の所掌事務にサイバー事案に対処するための警察活動に関することを加えまして、部門横断的にサイバー事案の捜査、被害防止対策を実施するとともに、AI等の先端技術を活用した警察活動の高度化、効率化など、技術的イノベーションとの相乗効果によりまして、警察機能の更なる充実、強化を図るものでございます。

北島委員

県内でも半田病院の件がございましたし、これから増えてくる犯罪なのかなと思っております。是非とも今回の組織変更や警察機能の充実、また強化を図っていただきたいと思います。

続いてもう1点、警察職員の定員条例の改正についてでございます。

警察官がこの条例によって増員されるということです。そういった意味では、県民の安全・安心を守る警察官が増えるということは、県内の治安がより良いものなるものと純粋に感じるところでございます。この条例改正についても、詳しく教えていただけますでしょうか。

田中警務部参事官兼警務課長

先ほど答弁をいたしましたサイバー事案をはじめとする諸課題に的確に対処するためには、情報通信技術に知見を有する人材の確保、育成が不可欠でございまして、こうした資質を有する者を継続的に採用し、体制を強化する必要があります。

また、県警察におきましては、女性警察官の採用拡大でありますとか男性警察官の育児参加を積極的に推進してございまして、育児休業等を取得する警察官が増加傾向にあるため、現場実働員を確保いたしまして、現場執行力の維持、向上を図る必要がございます。

加えまして、将来にわたり安定的な警察運営を保持するためには、2年に1度、定年退職者が出ない定年引上げ期間中おきましても、活力ある若年層の採用を継続いたしまして、充実した採用時教養と訓練を通じ、知識、技能の安定的伝承と組織活力の維持、向上を図ってまいらなければならない必要がございます。

これの三つの課題を解決するために条例の見直しを行いまして、警察官の定員を1,555人から1,580人と25人増員するものでございます。

北島委員

この定員の話につきましては、昨年9月の付託の総務委員会で、定年延長問題やそれに伴う新規採用をどう考えているのかということ、また、今後の県警組織の在り方について議論させていただいたものであります。

そのときの御答弁では、サイバー事案への対処に加えて、令和5年度から開始される定年の段階的な引上げ期間中の新規採用者の数のばらつきや警察官の年齢構成等の偏りといった問題を解消する目的もあると答弁を頂きました。

そして今回、条例改正によりまして、現行の1,555名の定員を25名増やして1,580名にすることでございますが、最終的に25名増に至った算定の根拠について教えていただけますでしょうか。

田中警務部参事官兼警務課長

安定的な警察運営を保持するためには、職員の年齢構成を平準化しながら、行政需要を踏まえた新規採用者数を確保していくことが必要不可欠でございまして。

特に、深刻化しておりますサイバー事案への対処を目的といたしまして、サイバー犯罪捜査官を採用いたしますほか、女性警察官の採用拡大や男性警察官の育児参加を支援する

中で、現場執行力の維持、向上を図るために、必要な人員を確保していく必要がございます。

また、現行の体制で警察官の年齢構成を平準化するためには、毎年度35人以上の新規採用が必要となってまいります。こうした状況を踏まえまして、退職者数等の動向を可能な限り推計した上で、総職員数をシミュレーションした結果、25人の増員を要する見込みとなったものでございます。

県警察におきましては、必要な人員を確保いたしまして、その増員効果によって、これら諸課題の解決に努めてまいり所存でございます。

北島委員

定年の段階的な引上げ、またサイバー犯罪捜査官の採用や増員、女性警察官の採用拡大や男性警察官の育児参加、そういったいろんな事案を考慮されての25名だったと思います。特に、定年の引上げにつきましては、61歳以降も引き続き警察官として勤務することを希望されている方もいらっしゃると思います。勤務に対するモチベーションを維持していただきまして、一番は、これまでの経験等を生かして、能力を發揮できる業務で活躍していただける適切な人事管理であつたり職場環境の整備に努めていただきたいと思えます。

最後ですけれども、県警察におきましては、時代は様々に変化しておりますので、引き続き、そういった時代を先読みした対応をとっていただきまして、県民生活に安全と安心を与えていただけますよう要望して質問を終わります。

古川委員

北島委員の質問に補足というか。

職員定数の改正については、私の認識ではそんなにしょっちゅうやっているものではないと思います。いやいや、しょっちゅうやっているんだということであれば、また教えてほしいんです。

三つの要件というか課題があるということでした。こういう動きというのは、うちの県警察独自の動きじゃなくて、国のほうからこういうことをやりなさいとか全国的な動きということによろしいんですか。

田中警務部参事官兼警務課長

古川委員から御質問を頂きました。

過去の動き、例えば平成27年度以降、28年度、29年度でございましたら、警察官の定員を決めております警察法施行令の改正で基準が増えたり、増員したことに伴って条例改正をさせていただいたところでございます。

今回の条例改正につきましては、それとは別に県内の情勢を踏まえての増員というところでございます。

古川委員

ということは、他の県の状況は調べていない、余り把握していないということによろしいんですね。

田中警務部参事官兼警務課長

他県の状況でございますけれども、昨年、他県に問合せをいたしましたところ、徳島を含めて八つの警察で、増員について既に条例を改正した又は検討中とお伺いしているところでございます

古川委員

県警察独自の判断というふうを受けまして、いいことだと思います。本当に警察官を増やしていただいて、しっかりやっていただけたら有り難いと思いますので、よろしく願いします。

あともう1点だけ。

予算の説明の中で、信号機の高度化というのが出ましたけれども、これはどんなことを考えているのか簡単に教えてください。

増富委員長

小休します。（11時15分）

増富委員長

再開します。（11時16分）

多田交通部長

御質問の件にお答えいたします。

車両灯器のLED化や信号制御盤の更新です。

古川委員

県民の方から信号に関してはいろいろな要望が出てきます。その都度、警察のほうには伝えているのですが、やはり渋滞の時間帯とそれ以外の24時間を通した状況が違いますので、渋滞のときだけ対応できるようなシステムというのはないのかなと単純な疑問というか思っているのです。全国にそういうことをやっているような事例などはないのですか。

黒崎交通部参事官兼交通企画課長

信号機によります交通流の制御につきましては、委員御指摘のとおり、いろいろな交通状況に応じまして対応させていただいておりますけれども、一部、交通渋滞等が見られて

いる所も把握しております。それにつきまして、県警察としましても実際の交通実態、交通の流れ等を調査いたしまして、可能な限り対策を講じているところでございますけれども、やはり、交通の流れといいますのは、時間帯や曜日、天候等によっても左右されるところがありますので、なかなか対処できないところもございますが、最適な対策を考えながら検討させていただいているところでございます。

古川委員

分かりました。もう余り時間を取りたくないのです。

そういうような時間帯によって、変えていけるようなシステムができたらいいなと思っているんです。天候によって変えるとか時間帯によって変えるとか、そういうようなシステムというのはできないのかな。今の技術だったらできるんだろうなと思うんですけれども、金の問題なのかなと思います。

そんな全国事例とかあったら、また、委員会の終わった後にでも教えてください。

増富委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時18分）